

平成27年3月27日
山口県報号外第15号
監査公表第5号別冊

平成26年度 包括外部監査の結果報告書

テーマ：山口県における外郭団体の財務事務の執行について

平成27年3月
山口県包括外部監査人
水谷芳昭

目 次

第1章 包括外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件及び監査対象、並びに選定理由	
(1)	特定の事件	1
(2)	監査対象	1
(3)	選定理由	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の方法	4
5	監査の実施期間	5
6	監査の補助者	5
7	利害関係	5

第2章 山口県の外郭団体について

1	山口県の外郭団体の概要について	5
2	外郭団体に対する過去からの見直しについて	6
3	山口県の外郭団体に対する監視、監督の方針等について	11

第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

第1	監査の結果及び意見の総括的事項	12
第2	監査の結果及び意見の個別的事項	
1	公益財団法人山口県ひとづくり財団	19
2	公益財団法人山口県国際交流協会	40
3	一般財団法人山口県ニューメディア推進財団	55
4	公益財団法人山口きらめき財団	68
5	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	91
6	公益財団法人山口県健康福祉財団	114
7	公益財団法人やまぐち移植医療推進財団	131
8	公益財団法人やまぐち産業振興財団	146
9	一般財団法人山口県国際総合センター	164
10	公益財団法人やまぐち農林振興公社	181
11	山口県漁業信用基金協会	199
12	公益社団法人山口県青果物基金協会	212
13	一般社団法人無角和種振興公社	224
14	一般財団法人やまぐち森林担い手財団	237
15	公益社団法人山口県栽培漁業公社	249

1 6	一般財団法人山口県建設技術センター	265
1 7	一般財団法人山口県施設管理財団	281
1 8	公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター	301

報告書の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合等があります。

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象、並びに選定理由

(1) 特定の事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

(2) 監査対象

山口県が外郭団体として定義しているすべての団体を監査の対象とした。この中には、(公財)やまぐち移植医療推進財団、(公財)山口県暴力追放運動推進センター、(一社)無角和種振興公社等のような小規模団体もあるが、過去の包括外部監査では一度も取り上げられておらず、また小規模団体であるからこそ今回の監査テーマ選定の理由との関連で監査の対象とした。

また、(公財)山口県ひとづくり財団、(一財)山口県ニューメディア推進財団、(社福)山口県社会福祉事業団については、県の団体への出資割合が4分の1未満ではあるが、以下のような関係にあり地方自治法第199条第7項で定めるものに該当するため、監査の対象とした。

(公財)山口県ひとづくり財団及び(社福)山口県社会福祉事業団については、公の施設の管理を行わせており、(一財)山口県ニューメディア推進財団については、財政的援助を与えている。

公財→ 公益財団法人

一社→ 一般社団法人

一財→ 一般財団法人

社福→ 社会福祉法人

なお、監査の対象とした具体的な外郭団体名については、第2章 山口県の外郭団体について 1 山口県の外郭団体の概要について (2)で記載している。

(3) 選定理由

外郭団体とは、「その事業内容が、県行政と密接な関連を有し、県単独又は市町や民間との共同出資により設立された団体で、県が基本財産の4分の1以上出資又は出捐している団体及びそれに準ずる団体」と山口県は定義して

いる。一般的に、地方自治体の外郭団体は地方自治体から多額の貸付を受けるなど比較的大きな財政的規模を持ち、又、地方自治体からの多額の補助金、委託料等の各種の収入の受け入れに関する事務手続きや人件費、事業費、各種経費等の支払に関する事務手続きを行っているが、それらの事務手続きは予算上の制約もあって、比較的少人数で処理されている場合が多いと思われる。従って、たとえ少人数で事務処理されているとしても、効果的、効率的な内部統制の整備、運用に関する仕組みづくりがされているという事が前提となる。

しかしながら、他県の包括外部監査報告書や新聞報道を見ると、現在においても地方自治体や外郭団体において不祥事が発生しており、その外郭団体自体に種々の問題を内包しているのが分かる。不祥事が発生した場合は、行為者本人の責任は当然の事ながら、効果的、効率的な内部統制の仕組みづくりをすべき義務がある当該外郭団体や当該外郭団体を監視、監督すべき地方自治体においても、責任を追及される可能性は高いことになるとと思われる。

そこで、外郭団体の事務手続きが内部統制における整備、運用状況の仕組みづくりという観点から判断して、問題があるか否かという事をメインテーマとして監査する事は県民にとって有益であるため、本年度の事件として選定した。

3 監査の着眼点

平成26年度の包括外部監査のテーマとして、「山口県における外郭団体の財務事務の執行について」を選定し、その選定した理由の中で「それらの事務手続きは予算上の制約もあって、比較的少人数で処理されている場合が多いと思われる。従って、たとえ少人数で事務処理されているとしても、効果的、効率的な内部統制の整備、運用に関する仕組みづくりがされているという事が前提となる」と記載した。従って、ここでは、会社法における内部統制の考え方や金融商品取引法における内部統制の考え方を参考にして、簡単に内部統制について記述してみることにする。

(1) 内部統制について

ある目的を達成するために組織化された団体には、必要十分かどうかはともかくとして、内部統制が必ず存在している。例えば、担当者同士の相互チェック、管理者の決裁承認、事務分掌も内部統制の一部といえる。従って、内部統制という概念は決して新しい考え方ではなく、従来から組織の内部で機能してきたことを別の表現で示しただけのものであり、また、団体の構成員が同

じ目的を達成するために実行しなければならない決まり事である。これらを守って構成員がおの業務を行えば、組織の目的の達成を合理的に保証するシステムが内部統制である。また、内部統制は仕組みづくりそれ自体が目的ではなく、必ず達成すべき組織の目的があり、その目的達成を阻害する要因に対し、それを防止、発見する手段として内部統制が機能することになる。

次に、内部統制の限界については、一般的に以下のように考えられている。

①内部統制は、業務の流れを予め想定して整備し、運用するものである。従って、当初は想定していなかったような事態や業務が生じる場合には、内部統制が適切に機能しない虞がある。

②内部統制は、人が判断し牽制の機能を果たすことが予定される事が多くある。しかしながら、ここで人が期待した通りに行動しない場合、内部統制が機能しなくなる虞がある。特に、人が意図的に統制を無視する場合や、他人と共謀する場合には、機能不全に陥ることになる。つまり、人の意図的行為や共謀に対し脆弱な側面がある。

③内部統制は組織の長が設計し、整備するものである。従って、組織の長が意図的に内部統制の仕組みを無視したり、不正を行うことが出来るように設計している場合には、機能しないことになる。

④内部統制は、通常、限りなく高い精度で整備し、運用することは出来ないと考えられる。それは、不正または誤謬を無限に防止するには、高い費用を要するからである。従って、効果的、効率的と思われる程度に整備し、運用するものと思われる。つまり、本来的に完全ではなく、ある程度の誤謬等は許容されると考えられている。

(2) 上記の点を踏まえて、外郭団体に対する内部統制の整備状況、運用状況についての監査の着眼点として、以下の観点から検討することとした。

①内部統制には(1)に記載したような限界があるため、それを含めた広義の概念である組織のガバナンスに問題はないかという観点から、組織、管理運営の実施状況、財務及び会計状況の検討を行うこと

②資産の保全に問題はないかという観点から、現物管理の状況の検討を行うこと

- ③出納業務と記帳業務の分離がなされているか、また、それら業務に対する適正な承認が行われているかという観点から、出納業務等（収入と支出）の状況の検討を行うこと
- ④コンプライアンスという観点から、法令、規則及び契約の順守状況の検討を行うこと
- ⑤業務の効率性等の観点から、事業の有効性、経済性、効率性の状況の検討を行うこと

4 監査の方法

主な監査の方法は以下の通りであるが、実際には各外郭団体にこれ以外の手続きを実施している場合もある。

(1) 公益法人検査用チェックリストによる検討について

まず、組織の全般的な状況を把握するために、「公益法人検査用チェックリスト」を各外郭団体に事前に配布して検討していただいた。その結果を監査当日に質問するという形式で回答を得た。

(2) 職務担当者の配置換え等について

外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理等の業務を行う職員について、どの程度、内部統制を意識した職務分掌がなされているか、また、当該団体の職務担当者の配置換えの方針等について把握するとこの観点から、事前に各外郭団体に質問書を送付してその状況の回答を得た。

(3) 情報公開の状況について

各外郭団体の現在の情報の公開方法について、事前に質問書を送付してその状況の回答を得た。

(4) 各種規程の整備状況、運用状況の検討について

各外郭団体において、整備すべき各種規程が整備され、その規程に準拠して業務が実施されているか否かの検討を行った。

(5) 財務諸表等について

各外郭団体の財務諸表等が、準拠すべき会計基準に準拠して作成されているか否かの検討を行った。

(6) 現物確認について

各外郭団体が保有する資産の実在性や網羅性等の観点から、実際に現金、有価証券、固定資産等に対して管理台帳等を用いて現物の確認を行った。

(7) その他

各種会計帳簿の閲覧、支出に関する証拠書（納品書、請求書、領収書等）との照合、各種契約書等の閲覧などの手続きを実施した。

5 監査の実施期間

平成26年8月5日から平成26年11月14日まで

6 監査の補助者

公認会計士 田中 博之
 公認会計士 古林 照己
 公認会計士 品川 充洋
 公認会計士 森永 晃仁
 公認会計士 河口 雅邦
 公認会計士 村田 治子
 寺田 寛

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 山口県の外郭団体について

1 山口県の外郭団体の概要について

(1) 外郭団体の定義について

山口県の「外郭団体の運営の指導に関する指針」の第2 指導対象団体によれば、「外郭団体とは、その事業内容が県行政と密接な関連を有し、県単独又は市町や民間との共同出資により設立された団体で、県が基本財産等の4分の1以上を出資又は出捐している団体及びそれに準ずる団体」としている。

(2) 山口県における外郭団体は次の通りである。

平成25年度末現在（単位：千円）

NO	団体名	所管課	出資・出捐	出資比率 (%)
1	(公財)山口県ひとづくり財団	政策企画課	255,500	23.1
2	(公財)山口県国際交流協会	国際課	450,000	62.8
3	(一財)山口県ニューメディア推進財団	情報企画課	60,000	8.6
4	(公財)山口きらめき財団	県民生活課	1,000,000	66.9
5	(福)山口県社会福祉事業団	厚政課	10,000	0.2

6	(公財)山口県健康福祉財団	厚政課	20,000	84.2
7	(公財)やまぐち移植医療推進財団	地域医療推進室	100,000	33.5
8	(公財)やまぐち産業振興財団	商政課	2,406,020	67.0
9	(一財)山口県国際総合センター	新産業振興課	508,500	75.8
10	(公財)やまぐち農林振興公社	農林水産政策課	24,000	64.9
11	山口県漁業信用基金協会	企画流通課	521,350	40.0
12	(公社)山口県青果物基金協会	農業振興課	116,200	45.6
13	(一社)無角和種振興公社	畜産振興課	50,000	32.2
14	(一財)やまぐち森林担い手財団	森林企画課	102,215	50.0
15	(公社)山口県栽培漁業公社	水産振興課	293,035	28.6
16	(一財)山口県建設技術センター	監理課	5,000	50.0
17	(一財)山口県施設管理財団	都市計画課	5,000	66.7
18	(公財)山口県暴力追放運動推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	200,000	40.0

(公財) → 公益財団法人

(一財) → 一般財団法人

(福) → 社会福祉法人

(公社) → 公益社団法人

(一社) → 一般社団法人

2 外郭団体に対する過去からの見直しについて

山口県では、平成23年3月に「外郭団体見直し実施計画」を公表し、これに基づいて現在の18団体として組織編成を行ってきた。そこで、まず、その取り組み状況を「外郭団体見直し実施計画」より、以下転載することとする。

(1) 計画の趣旨

外郭団体は、行政が直接対応することが困難な分野や、民間的経営手法を取る方が効率的な分野等において、県行政を補完・代替してきましたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、「公社改革」の実現や公益法人制度改革への的確な対応をはじめ、業務や組織のスリム化を通じ簡素・効率化を進めるなど、不断の見直しに取り組む必要があります。

このため、本計画では、団体の理解と協力の下に、その役割や意義、組織、業務運営、経営状況等について、次のような視点から点検と見直しを進めてきました。

○公益法人制度改革に伴う事業内容等の見直しを踏まえ、団体の今後のあり方について

て検討

○設立目的を達成した団体や、行政ニーズの変化に伴い存在意義が薄れた団体については、出資関係団体との調整を行い、原則として団体を廃止

○経営状況や事業内容において県の関与が薄れ、自主性・自立性が認められる団体については、県関与を廃止

○類似事業を実施している団体や設立目的が類似する団体は統合（管理部門の統合を含む）

○今後とも存続が必要な団体については、組織体制、中長期事業計画、職員のあり方、県からの財政支出見通し等について見直しを検討

○分かりやすい評価項目の設定やホームページによる情報公開など、県民に対する説明責任への十分な配慮

本計画は、こうした点検・見直しに取り組んだ結果、各団体が今後数年間のうちに実施する具体的な見直しの内容をとりまとめたものです。

（２）これまでの見直し

団体の効率的な経営と県行政の適正な運営の確保を図るため、第三次、第四次及び第五次の行政改革において策定した「外郭団体見直し実施計画」（計画期間：第三次 平成10年度～平成12年度、第四次 平成15年度～平成17年度、第五次 平成18年度～平成21年度）に基づき、様々な視点から各団体の見直しに取り組んできました。

「主な見直しの内容」

	第三次行政改革	第四次行政改革	第五次行政改革
団体の統廃合等	40団体→35団体 (▲5団体)	34団体→29団体 (▲5団体)	29団体→24団体 (▲5団体)
派遣職員の削減	182人→159人 (▲23人)	150人→112人 (▲38人)	112人→58人 (▲54人)

*平成14年度に1団体減少

（３）対象団体

「その事業内容が、県行政と密接な関連を有し、県単独又は市町や民間との共同出資により設立された団体で、県が基本財産の4分の1以上出資又は出捐している団体及びそれに準ずる団体」と定義している外郭団体を対象とします。

{平成22年4月現在}

区分	公益法人 (社団・財団等)	特別法に 基づく法人	合計
外郭団体数	20	4	24

(4) 計画期間

平成21年3月に策定した「新・県政集中改革プラン」の一環として見直しを進めることから、計画期間は平成22年度から平成24年度までの3年間とします。

(5) 目標

項目	目標値 (平成22年4月1日→平成25年4月1日)
外郭団体の削減	24団体→18団体 (▲6団体)
外郭団体への派遣職員の削減	58人→38人

(6) 主な見直しの取組項目

① 公益法人制度改革への対応

平成23年度末までに移行を目指す	○特別法に基づく法人(山口県漁業信用基金協会及び三公社を除く外郭団体(20団体))
------------------	---

公益法人制度改革に伴い、現行の公益法人は、公益目的事業の比率等を踏まえ、公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人へ移行する必要があります。

団体名	移行の方向性			
	公益法人	一般法人	検討中	備考
(財)山口県ひとづくり財団	○			
(財)山口県振興財団			○	
(財)山口県国際総合センター			○	
(財)山口県国際交流協会	○			
(財)山口県ニューメディア推進財団		○		
(財)山口県県民活動きらめき財団	○			H23.4 移行予定

一般財団法人山口県文化振興財団		○		H22.12 移行済み
一般財団法人やまぐち女性財団		○		H22.12 移行済み
(財) 山口県健康福祉財団		○		
(財) やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	○			
(財) やまぐち産業振興財団	○			
(財) やまぐち農林振興公社			○	
(社) 山口県青果物生産出荷安定基金協会	○			
(社) 無角和種振興公社			○	
一般財団法人やまぐち森林担い手財団		○		H23.3 移行済み
(社) 山口県林業用苗木需給安定基金協会			○	
(社) 山口県栽培漁業公社	○			
(財) 山口県建設技術センター			○	
(財) 山口県施設管理財団		○		
(財) 山口県暴力追放県民会議	○			H22.8 申請済み
合 計	8	6	6	

※山口県漁業信用基金協会及び三公社については、特別法に基づく法人のため、公益法人制度改革の対象外

② 団体の廃止及び今後のあり方の検討

団体の廃止に取り組む。	○山口県土地開発公社 ○山口県道路公社 ○山口県住宅供給公社
他団体との統合等を含め、今後のあり方を検討する。	○(財) やまぐち県民活動きらめき財団 ○一般財団法人山口県文化振興財団 ○一般財団法人やまぐち女性財団 ○山口県漁業信用基金協会
県関与の在り方を検討する。	○一般財団法人やまぐち森林担い手財団 ○(社) 山口県林業用苗木需給安定基金協会

③ 県職員の派遣の見直し

県職員の派遣の見直しに取り組む	○県職員の派遣を行っている外郭団体（9団体）
-----------------	------------------------

団 体 名	派 遣 職 員 数		
	H22.4 現在	H25.4 目標	差引（25-22）
（財）山口県ひとづくり財団	24	19	▲5
（財）山口県国際総合センター	1	0	▲1
（財）山口県健康福祉財団	2	0	▲2
（財）やまぐち産業振興財団	6	5	▲1
（財）やまぐち農林振興公社	8	7	▲1
（社）山口県栽培漁業公社	3	0	▲3
（財）山口県建設技術センター	8	7	▲1
山口県土地開発公社（山口県道路公社）	3	0	▲3
山口県住宅供給公社	3	0	▲3
合 計	58	38	▲20

*平成25年4月の実績の派遣職員数については、第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について 第2 監査の結果及び意見の個別的事項で記載している。

④ ホームページによる情報公開に取り組む団体

インターネットを活用した情報提供等の内容の充実に取り組む	○全外郭団体
------------------------------	--------

（7）定期的な点検評価

団体の必要性や経営の健全性等について、次のような観点から定期的に点検評価をしています。

I 必要性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ① 出資目的を達成 ② 目的や事業内容等が他の団体と類似 ③ 事業規模（収益）が50%以上減少 ④ 設立目的に合致していない事業を実施 ⑤ 民間と業務が競合 ⑥ 県補助金、委託金等の50%以上を再補助、再委託 ⑦ 施設の利用率が50%未満 ⑧ 役務提供又は販売実績が減少
----------	--

	⑨ 収益事業費率が50%超
II 経営の健全性の検証	① 累積欠損金がある ② 2期連続して経常利益が赤字 ③ 県から運営費に係る財政的支援を受けている ※団体収入に占める割合が50%以上 ④ 管理費の総支出額に占める割合が50%以上
III 執行体制の検証	① 理事の任期が2年を超えている ② 理事のうち、団体所管出身官庁の占める割合が3分の1を超えている ③ 公認会計士等を監事としていない ④ 県から派遣職員を受けている
IV 透明性の検証	① ホームページを開設していない ② インターネットを利用した財務諸表の公表に取り組んでいない

3 山口県の外郭団体に対する監視、監督の方針等について

外郭団体に対する監視、監督の方針等について、県は「外郭団体の運営の指導に関する指針」を作成している。これによると、

「第1 目的

この指針は、外郭団体の運営に関する指導及び連絡調整についての基本的事項を定め、もって外郭団体の設立目的に沿った適正かつ効率的運営を促すことを目的とする。

第2 指導対象団体

記載を省略

第3 所管部局長等の責務

外郭団体を所管する部局長及び所管課長は、常に外郭団体との連携を密にし、その主体性を尊重しながら、必要な指導を適切に行うものとする。

第4 指導監督の実施方法

外郭団体の指導については、民法（明治29年法律第89号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令によるもののほか、次により行うものとする。

1 報告、協議

所管部局長は、外郭団体に対し、その所管する外郭団体の運営に関する基本的事項について、事前協議及び報告を求めるものとする。

(1) 事前協議事項

- ①合併又は解散
- ②定款又は寄付行為の変更
- ③内部組織の新設又は改廃
- ④役員の内免
- ⑤職員数（県派遣職員を含む）の変更
- ⑥役員の内報酬月額の内決定
- ⑦事業、経営に関する計画
- ⑧諸規程の内制定又は改廃（軽微なものを除く）
- ⑨前各号に掲げるもののほか、団体の管理運営に関する重要事項の内決定

(2) 報告事項

- ①主要な事業の内進捗状況
- ②各事業年度の内決算書（収支報告書、貸借対照表、財産目録及び監事の内意見書等）
- ③その他特に報告を要すると認められる事項

(3) 総務部長への協議

所管部局長は、(1)による協議を受け、特に必要があると認めるときは、総務部長に協議した上で当該団体に対し適切な指導を行うものとする

2 新たな団体の設立に関する協議

記載を省略

3 県の支援措置

記載を省略

4 連絡調整会議

(1) 県及び外郭団体の連絡調整を図り、外郭団体の適切かつ効率的な運営及び団体運営の活性化に資するため、「外郭団体連絡調整会議」を設置する。

(2) 外郭団体連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。」と規定している。

第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

第1 監査の結果及び意見の総括的事項

1 各種団体ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳

団体名	①	②	③	④	⑤	合計
(公財)山口県ひとづくり財団	0(8)	1(3)	6(1)	4(5)	0(0)	11 (17)
(公財)山口県国際交流協会	2(6)	2(0)	3(0)	1(5)	0(1)	8 (12)
(一財)山口県ニューメディア推進財団	1(4)	2(0)	2(0)	3(2)	0(0)	8 (6)
(公財)山口きらめき財団	2(7)	0(3)	4(7)	2(6)	0(6)	8 (29)
(福)山口県社会福祉事業団	2(4)	1(1)	11(4)	3(5)	0(0)	17 (14)
(公財)山口県健康福祉財団	2(4)	1(0)	3(0)	0(1)	0(0)	6 (5)
(公財)やまぐち移植医療推進財団	2(4)	1(1)	4(4)	2(1)	0(1)	9 (11)
(公財)やまぐち産業振興財団	0(4)	0(1)	1(0)	1(2)	0(5)	2 (12)
(一財)山口県国際総合センター	1(5)	0(1)	1(2)	5(1)	0(0)	7 (9)
(公財)やまぐち農林振興公社	0(5)	1(0)	3(1)	0(1)	0(2)	4 (9)
山口県漁業信用基金協会	0(4)	3(1)	0(1)	0(0)	0(1)	3 (7)
(公社)山口県青果物基金協会	2(8)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3 (8)
(一社)無角和種振興公社	1(5)	5(2)	6(0)	0(4)	0(0)	12 (11)
(一財)やまぐち森林担い手財団	2(8)	0(0)	5(4)	0(1)	0(0)	7 (13)
(公社)山口県栽培漁業公社	1(7)	4(0)	3(2)	0(4)	0(0)	8 (13)
(一財)山口県建設技術センター	0(4)	1(2)	3(6)	0(4)	0(0)	4 (16)
(一財)山口県施設管理財団	1(8)	1(1)	6(5)	1(3)	0(0)	9 (17)

(公財)山口県暴力追放運動推進センター	1(5)	0(3)	4(0)	0(1)	0(0)	5 (9)
合計件数	20 (100)	24 (19)	65 (37)	22 (46)	0 (16)	131 (218)

* 1 上記の表に掲げる指摘事項とは、財務の執行、経営に関する事業の管理において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて意見を述べるものである。

* 2 所見を述べている箇所があるが、所見とはその団体の評価しうる点等を述べている。

* 3 上記の表の①から⑤は、以下の内容についての指摘件数及び意見件数を（ ）で示している。

- ① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について
- ② 現物管理について
- ③ 出納（収入、支出）及び決算書について
- ④ 契約等について
- ⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

2 特に重要と考える指摘事項、意見等について

以下、監査人が特に重要と考える指摘事項、意見等を記載する。

(1) 理事の理事会における出席状況について

(意見)

山口県ニューメディア推進財団における事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、平成25年度において総数8名の理事のうち3名が2回行われた理事会に2回とも欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。なお、他県の団体の事ではあるが、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去に散見されたこともあり、関係者においては、なるべく早期に日程を調整し各理事に通知するなどして、理事会の開催に一層の工夫が必要である。又、理事には、その職業、立場、経歴などから相当の見識を持った人物が望ましいが、それだけではなく、距離的、時間的にも、出席が十分可能で、又、出席に十分な意欲を持った人物を選任すべきと考える。

(その他同じような状況にある団体 山口県国際交流協会 山口きらめき財団、山

口県栽培漁業公社)

(2) 監事監査について

① 監事の理事会における出席状況について

(意見)

山口県ひとづくり財団の平成25年度における3回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職でもあるが、日程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は2名就任しておられるが、そのうち1名については3回とも理事会に欠席であり、他の1名は2回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。

参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第101条(理事会への出席義務等)
「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」
(その他同じような状況にある団体 山口県施設管理財団)

② 代理人による決算監査について

(指摘事項)

山口きらめき財団の平成25年度決算に関する監事監査が、平成26年5月16日の午前9時から午後零時の間に実施されている。この決算に関する監事監査の記録簿を閲覧したところ、ある監事は自ら監事監査を行うことなく、自分が所属する団体の部下である人物を代理人として決算に関する監事監査を行わせていた。そして、その結果の報告を代理人から監事へ行っていた。しかしながら、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第99条(監事の権限)では、「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合においては、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定している。これを受けて、当団体の定款第28条(監事の職務及び権限)でも、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」と規定している。

また、当団体には、理事会の承認を受けた決算報告に関する代理人を認める規程もなく、このような事実について理事会にも報告されていない。以上のような事実等から判断した結果、代理人による決算に関する監事監査は法律等に違反している可能性が高いため、監事自らが決算監査をすべきであると考えます。

③ 監事による税務申告書の作成指導について

(意見)

監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、独立性が求められるのは当然である。しかしながら、山口県国際交流協会のある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。

(その他同じような状況にある団体 山口県ひとつくり財団、山口県施設管理財団)

(3) 職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）について

(所見)

職務担当者の配置換えについて、全18団体に対して質問を行った。その理由として、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた、という問題意識からである。結論として、現在の内部統制という仕組み作りで特に問題が見られる団体はないと判断した。少人数ならば、少人数なりに各団体とも創意工夫をしておられた。

例えば、やまぐち農林振興公社では同一人が重複して出納業務と記帳業務を行っているが、伝票等決裁の段階では4名の者がチェック体制を執っている。しかも、公益財団法人への移行を期に（平成25年4月）、2名の経理担当者の分掌事務の一部について入れ替えを実施した。職務担当者の配置換えについても、今後のプロパー職員の採用計画も含め、業務部門と経理部門の異動を行う方針である等であるからである。

また、山口県暴力追放運動推進センターでは事務局員は女性1名であり、しかも、勤続年数は平成26年4月1日現在で21年と長い、同センターとしての業務の都合上、配置転換させる訳にはいかない理由がある。また、出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務を同一人が担当しているが、職員の業務の執行に当たっては、その都度、事務局長、事務局次長の決裁を受けた上で行っており、当該職員が自らの判断で行うことはない。しかも、会計事務所と顧問契約を結び、適正な経理事務の執行に努めているなど、事務処理に当たっては常に第三者の目を意識せざるを得ない仕組みとなっているからである。

なお、山口県社会福祉事業団のような大組織では、同一人が同じ施設で長期にわたり出納業務等に係ることがないように、原則として、3～5年程度で人事異動を行い、ジョブローテーションを図るなどしっかりとした仕組み作りがなされている。

(4) インターネットによる情報公開について

(意見)

山口県では情報公開条例を定め、それに基づいて要綱を制定している(出資法人の情報の公表に関する要綱)。この要綱では、書類の公表の方法について「出資法人の主たる事務所及び山口県情報公開センターに備えて置き、一般の閲覧に供するものとする」として、インターネットによる情報公開を特には求めている。

しかしながら、山口県が平成23年3月に定めた「外郭団体見直し実施計画」の中の「7 定期的な点検評価 IV透明性の検証」として「①ホームページを開設していない」や「②インターネットを利用した財務諸表の公表に取り組んでいない」など、該当する団体があることを示している。さらに、同じく「6 主な見直しの取り組み項目」として、「全外郭団体について、インターネットを活用した情報提供等の内容の充実に取り組む」としており、県としての方向性を示している。

現在、ほとんどの外郭団体は、山口県から出資金等や補助金、負担金、交付金等の財政的援助を受けているのであり、その実施した事業の説明責任を果たすため、いつでも、どこでも、誰でも開示情報を閲覧できる状態、つまり、インターネット上での情報公開をすべきであると考えられる。積極的に取り組んでいる団体がある一方、事業計画書、事業報告書や、財産目録などの重要情報を開示していない団体もある。インターネットでの情報公開をすることによって、外郭団体とその閲覧者との間で適度の緊張関係も生まれ、また、わざわざ主たる事務所や山口県情報公開センターまで出向く必要もなくなる。従って、要綱を改めた上で、所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

(5) 業務執行に関する承認体制について

(指摘事項)

山口県青果物基金協会の稟議決裁書類を閲覧したところ、すべての事務処理について事務局長が起案をして、すべて事務局長が決裁を行っていた。すべての権限が一人に集中することは内部統制の観点から望ましいことではなく、非常勤であるとはいえ理事長、専務理事を含めた承認体制を再考する必要がある。また、現在は、稟議決裁規則等の定めがないため、早急に稟議決裁規則等を定めそれに基づく運用をすべきである。

(6) 各種規程の整備と実際の運用について

(指摘事項)

「各種業務の実施に際しては、規程を整備し当該規程に基づいて業務を実施している。しかしながら、規程そのものが不十分な例があったほか、規程は整備されているが、運

用が規程通りに行われていない状況がいくつか検出された。」という状態がほとんどの団体でみられた。これは、規程を各団体の特殊性等を考慮して定めたものでなく、一般的なひな型を用いているせいか、各団体の各種業務の実情に合致していないためである。実情がそうであるならば、実情に規程を合わせるなどを行って規程の整備状況と運用状況に整合性を持たせるべきである。内部統制の仕組み作りとして、各種規程は必ず遵守する必要がある。

(7) 決算書に対する会計専門家の活用について

(指摘事項)

各団体の決算書について、「公益法人会計基準」等に準拠した会計処理及び表示であるかを視点において監査したところ、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記等に、程度は各団体において様々であるが、各種の不備が認められた。日常業務と違い年に1回の事であるため、各団体においては「公益法人会計基準」等の理解が不十分であるのかもしれない。しかしながら、基準に準拠して正しい決算書を作成することは当然であるため、新たに公認会計士等の外部の専門家を活用することを検討したり、既に活用している団体にあつては、外部の専門家に対して会計・経理の資料をより詳細に示したり、経理処理の内容及びそのようになしたことの趣旨をより具体的に説明して、十分協議の上、適切な指導を受け、決算書を適正に作成されたい。

(該当する団体 山口県ひとづくり財団、山口県国際交流協会、山口県ニューメディア推進財団、山口県社会福祉事業団、やまぐち移植医療推進財団、やまぐち産業振興財団、やまぐち農林振興公社、無角和種振興公社、やまぐち森林担い手財団、山口県栽培漁業公社、山口県建設技術センター、山口県施設管理財団、山口県暴力追放運動推進センター)

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

1 外郭団体名：公益財団法人山口県ひとづくり財団

(1) 概要

① 団体概要	19
② 組織	20
③ 財務	22

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	24
② 現物管理について	32
③ 出納(収入、支出)及び決算書について	33
④ 契約等について	35
⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項について	40

(1) 概要

① 団体概要

平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 松永 貞昭

イ 設立年月日

平成16年4月1日

ウ 団体所在地

〒754-0893

山口市秋穂二島1062番地

エ 設立目的

山口県の未来を拓く人づくりを進めるため、様々な分野で活躍できる地域の
人材の育成に関する事業及び地域文化に関する事業を総合的に推進し、もって
山口県勢の躍進に寄与する。

オ 経緯

- 昭和42年4月に維新百年事業として、教職員及び青少年の資質の向上、
人材の開発など、教育の振興に係る活動を展開するために、「財団法人山口

県教育財団」を設立（現財団の前身）

- 平成16年4月に、山口県の進める「21世紀の松下村塾形成プロジェクト」の実現を目指し、セミナーパークの再編に合わせ、地域を担う人材の育成を横断的、体系的に展開するため、他の人材育成機関との統合や事業承継を行い、新たに「財団法人山口県ひとづくり財団」を設立。様々な分野で活躍できる地域の人材を育成する中核的な組織として、未来を拓く人づくりを総合的に推進
- 平成20年12月から行われた公益法人改革に伴い、平成24年4月1日をもって「公益財団法人」に移行

カ 主な事業内容

公益目的事業

（ア）人材育成事業

環境学習や生涯学習など人材育成に関する各種の研修やイベントに係る事業を展開

（イ）埋蔵文化財事業

埋蔵文化財に係る発掘、調査

（ウ）施設の管理運営事業

指定管理者として、施設を管理、運営（県有6施設（下記「事業所等」参照））

収益事業

（ア）特定受託研修事業

行政職員等に対する研修事業

（イ）自動販売機の設置

キ 事業所等

- ・山口県セミナーパーク（山口市、事務所所在地）
- ・奨学センター（山口市）
- ・山口県スポーツ交流村（光市）
- ・山口県十種ヶ峰青少年自然の家（山口市）
- ・山口県秋吉台青少年自然の家（美祢市）
- ・山口県由宇青少年自然の家（岩国市）
- ・山口県埋蔵文化財センター（山口市）

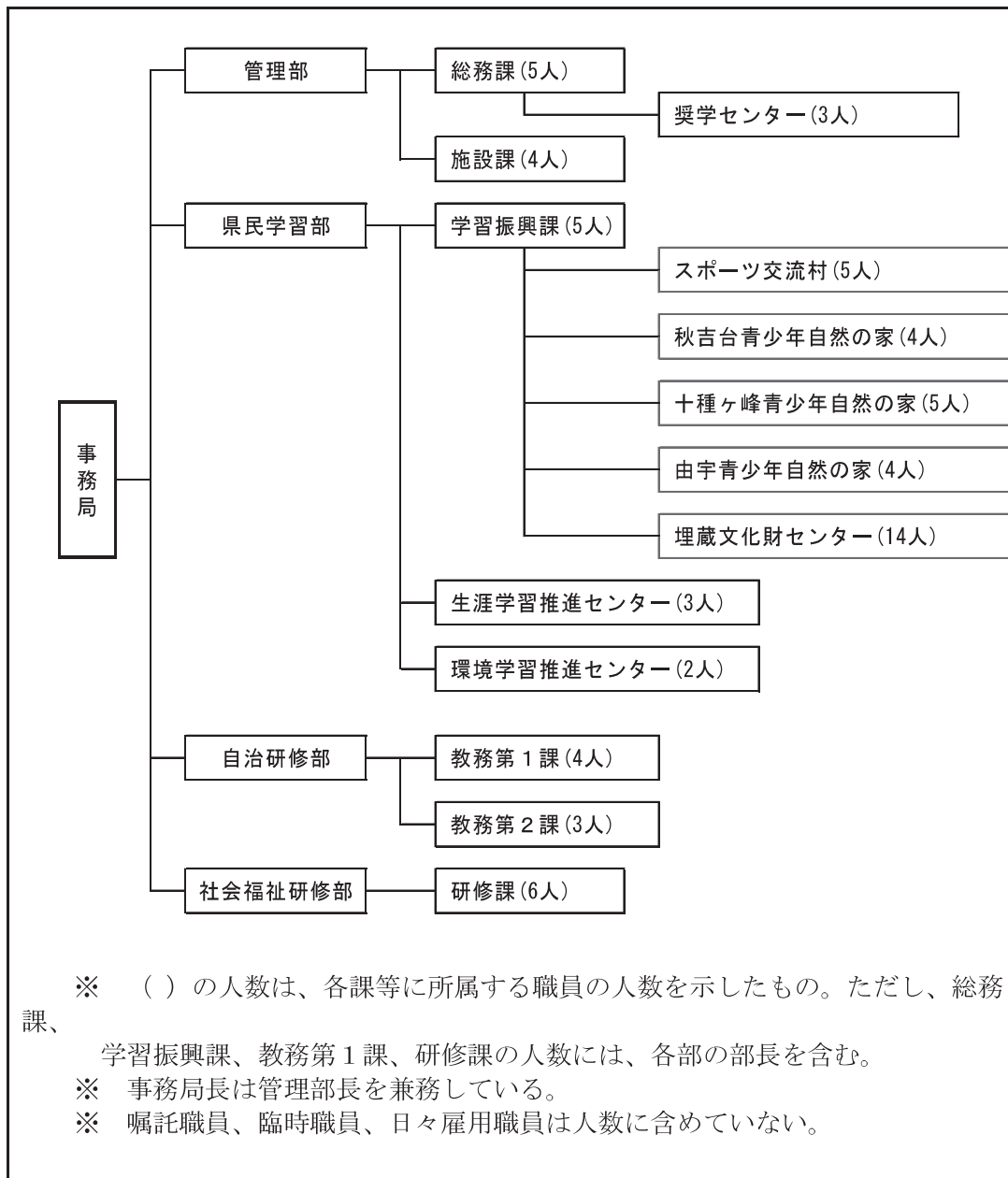
②組織

平成25年4月1日現在

《評議員等役員》

評議員	10名
理事	8名（うち理事長（代表理事）1名、常務理事（業務執行理事）1名）
監事	2名

《事務局及び管理事務所》



役員の状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県 OB
理事	8		2
監事	2		

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との兼職	その他	
職員	138	16		51	71

県 OB は、嘱託職員等を含め 31 人である。

県派遣の内訳

- ・ 事務局長 1 名
- ・ 県民学習部 1 名
- ・ 自治研修部 3 名
- ・ 埋蔵文化財センター 9 名 発掘調査業務の実施のため
- ・ 十種ヶ峰 2 名 不登校・いじめに対する専門プログラムの実施のため

平成 23 年 3 月に公表された「外郭団体見直し実施計画」によると、派遣職員数の平成 25 年 4 月の目標数は 19 名であり、目標値を上回っている。

③財務

(要約貸借対照表)

平成 26 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	202,226	未払金	114,496
その他	14,312	その他	3,092
2 (固定資産)		2 (固定負債)	
(1) 基本財産		長期借入金	114,241
定期預金	59,875	退職給付引当金	95,159
投資有価証券	2,937,436	その他	773
国債	24,971	正味財産の部	
(2) 特定資産		1 指定正味財産	8,982,323
退職給付引当資産	95,159	2 一般正味財産	2,379,351

定期預金	1,181,000		
普通預金	167,475		
大学貸与金	3,032,057		
国公立高校貸与金	756,890		
私立高校貸与金	3,195,840		
その他	4,960		
(3) その他	17,232		
資産合計	11,689,438	負債・正味財産合計	11,689,438

*基本財産の投資有価証券は、すべて中国電力の株式である。

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	1,346,189	1,352,326	1,386,695
基本財産運用益	102,895	102,711	102,420
事業収益	949,268	977,049	1,026,948
受取補助金等	129,341	122,489	99,777
受取負担金	26,894	10,453	10,453
利用料等収益	105,176	105,906	106,133
雑収益	32,612	33,715	40,963
(2) 経常費用	1,350,170	1,335,810	1,363,403
事業費	1,325,432	1,304,346	1,334,542
管理費	24,738	31,464	28,860
評価損益調整前当期経常増減額	-3,980	16,515	23,292
評価損益	1,702,032	-462,847	301,999
当期経常増減額	1,698,051	-446,331	325,292
2・経常外収益	-	-	-
3・経常外費用	250,180	23	-
当期経常外増減額	-250,180	-23	-
税引前当期一般正味財産増減額	1,447,870	-446,355	325,292
法人税等	-	-	1,199
当期一般正味財産増減額	1,447,870	-446,355	324,092

一般正味財産期首残高	1,053,744	2,501,614	2,055,259
一般正味財産期末残高	2,501,614	2,055,259	2,379,351
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	663,837	82,589	190,975
指定正味財産期首残高	8,044,920	8,708,758	8,791,348
指定正味財産期末残高	8,708,758	8,791,348	8,982,323
Ⅲ 正味財産期末残高	11,210,373	10,846,607	11,361,675

*平成23年度の経常外費用のうち、250百万円はスポーツ振興費である。これは、「おいでませ！山口国体」での総合優勝をめざし、優秀選手の育成・強化や指導者の育成・確保など、飛躍的な競技力向上と高い競技水準の維持・定着を図るとともに、山口国体の開催を契機に、スポーツ振興を通じた青少年の健全育成を図ることを目的に補助金を交付した。なお、国体における成績は次の通りである。

山口国体：1位（2220.5点）

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	377,679	312,883	216,728

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	391,279	420,164	402,185

県からの指定管理料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	557,989	556,885	556,685

(2) 指摘事項及び意見

監査の対象事業として、本部及び埋蔵文化財センターを選定した。その理由として、本部は全般的な状況を把握するためであり、また、事業所としては県と指定管理契約を締結している山口県セミナーパーク、山口県スポーツ交流村、埋蔵文化財センター等があるが、埋蔵文化財センターはこれらの中でも経常費用が一番多いため、その事業内容を監査した。

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 監事の理事会における出席状況について

(意見)

山口県ひとづくり財団の平成25年度における3回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職でもあるが、日程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は2名就任しておられるが、そのうち1名については3回とも理事会に欠席であり、他の1名は2回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。

参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第101条（理事会への出席義務等）
「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」

イ 税務申告書の作成について

(意見)

税理士である監事が所属する税理士法人の、他の税理士が税務申告書を作成している。同じ税理士法人内での税理士同士であり、間接的ではあるが当財団と利害関係があると判断されるため、当該監査の独立性に疑義が生じることになる。税務申告代理は、他の独立した税理士に依頼する等、早急に対応する必要がある。

ウ 収支予算書の作成について

(意見)

収支予算書は事業計画書と合わせ、事業年度の開始前までに理事会で承認される。ところで、平成25年度の消耗備品費をサンプルとして予実比較の検討したところ、実績は2,793千円であるが予算は600千円であった。この点について職員に質問したところ、特に予算を補正することなく、事業費全体で実績が予算以内であればよいと考えているとの事であった。しかしながら本来、収支予算とは向こう一年間の収支計画の積み上げで計算すべきものであり、この件に関しては予算の根拠が全く見られないことになる。従って、場当たりの支出をすべきでなく、計画的な収支予算書を作成し理事会の承認を受けるべきである。

エ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問 1

経理職員（＊）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

＊外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た

回答 1

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	ひとつくり財団総務課長	0年・0月	0年・0月	県職員OB
B	〃 総務課主任	19年・5月	1年・0月	プロパー職員
C	〃 臨時職員	0年・8月	0年・8月	臨時職員
D	〃 施設課主事	10年・0月	1年・0月	プロパー職員
E	奨学センター主査	0年・0月	0年・0月	県職員OB
F	〃 臨時職員	0年・0月	0年・0月	臨時職員
G	スポーツ交流村事務長	0年・0月	0年・0月	教職員OB
H	〃 主任	21年・0月	21年・0月	プロパー職員
I	埋蔵文化財センター管理課長	0年・0月	0年・0月	県職員OB

J	〃 主任	17年・0月	1年・0月	プロパー職員
K	秋吉台少年自然の家事務長	4年・0月	4年・0月	県職員OB
L	〃 臨時職員	9年・0月	9年・0月	臨時職員
M	十種ヶ峰青少年自然の家事務長	0年・0月	0年・0月	県職員OB
N	〃 臨時職員	0年・0月	0年・0月	臨時職員
O	由宇青少年自然の家事務長	1年・0月	1年・0月	県職員OB
P	〃 臨時職員	0年・4月	0年・4月	臨時職員

回答2

《本部》

当財団では、出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行ってはいない。

発注業務については、各部において執行伺等を作成し、事務局長の決裁後に発注することとしており、納品時は、可能な限り複数名で履行確認を行うこととしている。

納品後は、各部から提出された請求書等の証拠書を総務課経理担当職員が確認した上で、会計伝票を作成し、システム（帳簿）にその内容を入力することとしている。

会計伝票作成後は、出納員が会計伝票と金融機関払戻請求書の額が一致していることを確認の上、通帳印を押印することとしている。支払後は、経理担当職員が領収書等の内容を確認した上で、振込の場合は簿冊に綴じこみ、資金前渡の場合は精算書を作成し、事務局長の決裁を受けた後に簿冊に綴じこむこととしている。

なお、月末には、出納員が通帳残高と帳簿残高の確認を行っており、その際に併せて、通帳の記載事項及び帳簿の記載事項、並びに領収書等の内容に齟齬がないかの確認も行っているところである。

《管理事務所》

業務の流れについては本部と同様の対応としているが、人員配置の問題から、発注、支払及び記帳業務を同一人が担当している状況もある。

しかし、出納員である事務長が、その内容に齟齬がないか、通帳や帳簿等を照らしあわせて確認するよう努めている。

また、決裁を得る過程で、事務長（出納員）や所長がチェックを行っており、不祥事

の防止に努めているところである。

回答3

現行においては、経理担当者と出納担当者の分離はできている状況である。

出納担当者については、現在は、本部、管理事務所とも県職員・教職員のOBを任用しているが、当該職員の任用期間は最大5年となっていることから、長期間同一の職員が担当するといった問題はないものの、任用期間満了後は、原則として退職であることから、当該業務に係る知識・経験が喪失される恐れがある。このため、詳細な引継書を作成するなど引継ぎが適確に行われるよう努めているところである。

一方、経理担当者については、現在は、プロパー職員若しくは臨時職員を任用しているところであるが、同一職員が長期間担当している状況にある。質問事項の指摘にもあるとおり、このような体制が経理上の不祥事を発生させる要因となることは当財団においても理解しており、その他、後継者不足により経理業務に係る知識・経験が流出する恐れがあることも危惧している。

現在は、会計業務の体制を工夫（上記Q2のとおり）することで、不祥事の防止に努めているほか、職場研修等により、後継者となる経理担当職員の養成を図っているところであるが、今後は、ジョブローテーションの活用も含め、改めて人材育成制度の見直しを検討していきたいと考えている。

(意見)

スポーツ交流村のプロパー職員の現在の従事年数は21年であり、また、秋吉台青少年自然の家の臨時職員の従事年数は9年と比較的に長期であると思われる。当団体の施設は7施設あり、他の施設との人事交流を図るという事も考慮する必要があると思われる。

(所見)

本部については、特に考慮すべき点はないと思われる。しかし、管理事務所については人員配置の問題から発注業務、支払業務及び記帳業務を同一人が担当している状況もあるとのことであるが、出納業務と記帳業務とに意を用いておられ特に問題はないものと思われる。

オ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その1

	公開方法	備え置く期間	備考
備え付けるべき資料			

	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○	最新の状態で常に備える	
②役員名簿	○	○	最新の状態で常に備える	
③社団法人の場合の社員名簿	—	—	—	
④事業報告書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	ネット上は、最新のもののみ
⑤収支計算書	—	—	—	
⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	ネット上は、最新のもののみ
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	ネット上は、最新のもののみ
⑧財産目録	○	○	年度終了後3か月以内に備え、5年間備える。	ネット上は、最新のもののみ
⑨事業計画書	○	○	年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に、写しを従たる事務所に備える。	
⑩収支予算書	○	○	同上	

情報開示その2（公益財団法人として）

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	○		年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に、写しを従たる事務所に備える。	収支予算書に添付
報酬等の支給の基準を記載した書類	○		年度終了後3か月以内に作成し、主たる事務所に5年間、写しを従たる事務所に3年間備える。	
キャッシュフロー計算書	—	—		
運営組織及び事業活動の状況の概要	○		年度終了後3か月以内に作成し、主たる事務所に5年間、写しを従たる事務所に3年間備える。	

(所見)

団体として情報開示に積極的な姿勢が窺え、意識が高く評価しえる。

(意見)

ただ、「報酬等の支給の基準を記載した書類」も、そのまま公表すると誤解を与えるおそれのある部分もあるので、注記等をつけて合わせてインターネットで公開するのが望ましい。又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

カ 情報公開に関連する事業報告書の記載内容について

平成25年度の当財団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況役員会等に関する事項の2点であった。

(事業の実施状況)

- I 人材育成事業（公益目的事業1）
 - 1 財産運用収入事業
 - 2 指定管理事業
 - 3 受託事業
 - 4 奨学金貸与事業
- II 埋蔵文化財事業（公益目的事業2）
- III 行政職員研修（収益事業等）

上記事業が、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。又、上記事業のIからIIIまでは、すべて以下の様式に統一して記載されている。

事業名 (日時・場所・講座名・講師名等)	実施概要				
	対象 (助成団体名等)	計画	実績 (助成額等)	内容	備考 (募集・選考方法等)

(意見)

- * 1 単に実施した事業内容のみを記載するのではなく、計画との対比を行っていることは評価できるが、数値のみの比較であり、果たして事業が有効に実施されたか否かが不明であるため、定性情報もコメントすべきと考える。

(意見)

- * 2 指定管理事業の中の、(2) スポーツ交流村関連事業に関して、例えば
事業名 (NO14) アクアビクス&自由水泳
日時 25/4/16 から 26/3/18 全38回
と記載されている。また、この事業の計画人数1,140人に対して、実績人数は268人であった。このように計画と実績の差異が著しい場合には、今後の事業計画の作成や、事業実施上の注意点に関する情報を示すため、その理由を開示する必要があると考える。

IV 運営に関する事業

理事会、監事会、評議委員会それぞれについて、回数、期日、会場、議事内容が記載されており、特に問題は認めなかった。

キ 基本財産の担保提供について

(意見)

平成 23 年度に Y 銀行より 1 億 5 千万円の借入をしているが、その際に、基本財産を担保に供している。担保に供した株式は基本財産に占める比率は低いかもしれないが、債務不履行などで担保の処分がなされた場合には基本財産が減少してしまい財団の運営に支障をきたすリスクがある。担保の処分に該当する事象が生じないようにモニタリングが必要である。

②現物管理について

監査の視点

- ・ 現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・ 現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。
- ・ 貸与物品、借用物品の実在性、網羅性は確認されているか。
- ・ 登記未了の不動産はないか等。

ア 財務規程と実際の業務の整合性について

(指摘事項)

全体的に財務規程の記載内容と実際の業務の運用が整合していない。例えば、財務規程第 4 条は「出納員の設置」に関する規定であるが、そこでは出納員のみが金銭を取り扱うような記載となっている。ところが、実際の業務の運用としては出納員以外のその他の職員も金銭を取り扱っているため、実際にその必要があるならば規定の内容を変更して実際の運用に合致させるべきである。又、現金が収納されるケースは、施設利用料がほとんどであり、当財団の補助金以外の収入の大部分を占める重要な業務である。ところが、金銭の収納に関する取扱いが規定されていないため、取り扱いを明確にするためにも財務規程に織り込むべきである。

イ 郵便切手等の取り扱いについて

(意見)

郵便切手類や収入印紙等を 1 人で管理している。しかしながら、金額は小さくとも現金同等物と考えられるものであり、相互けん制のために他人のチェックを入れることが望ましい。

ウ 物品の管理について

(意見)

物品に関して財団が所有しているものや、山口県の所有物品があちこちに混在している。また、数量についても相当な数に上ることなどから考えて、現物管理はかなり重要である。しかしながら、財務規程第 34 条「物品の管理」について、「年に 1 度棚卸

を実施し、台帳と現物を確認し報告するものとする」というような文言がないため、それを追加して記載する必要がある。また、規定に基づいた棚卸実施要領等を作成することにより、作業の効率化を図る必要がある。実際、セミナーパークでは現物に添付する管理シールが剥がれていたり、施設の利用者が机等を移動させたり、又、元へ戻す場所を間違えたりして現物管理が疎かになっている。また、県からの貸与物品については県が元データを持っているため、可能ならばそれを利用することにより、施設ごとの物品一覧表を作成し現物管理することが効率的であると考えられる。

エ その他

(意見)

現物管理に関する総合的な観点からではあるが、当財団は基本的には、各施設毎に経理事務等が委ねられている。しかしながら、一つの同じ組織として、今後統一できる部分は統一することが望ましい。例えば、利用料の収納事務、固定資産及び物品の管理方法等を統一していくことの検討が必要である。

③出納（収入、支出）及び決算書について

監査の視点

- ・収入、支出について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・収入、支出は会計規則等に基づいて、適切に処理されているか。
- ・決算書について、準拠すべき会計基準はなにか。又、それに準拠して作成されているか。

(収入関係)

特に、指摘事項、意見はなかった。

(支出関係)

ア 仕入業者から入手する請求書について

(意見)

事業費の証拠書としての請求書について、サンプルを抽出して検討を実施した。ほとんどの請求書については請求日付が記入されているが、特定の業者の請求書には全く日付の記入がない。請求日付はどちらの決算期に計上するかを判断するうえで重要であるため、記入するように業者を指導すべきである。

(決算書関係)

イ 決算書の不備について

決算書について、「公益法人会計基準」に準拠した会計処理及び表示であるかを視点において監査したところ、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記にそれぞれ以下のような不備がある。

(ア) 正味財産増減計算書

(指摘事項)

「基本財産評価損益等」とする勘定科目が「特定資産評価損益等」となっており、基本財産と特定財産の区別がついていないものと考えられる。

(イ) 貸借対照表

a 貸倒引当金の未計上について

(指摘事項)

当財団は奨学金貸付事業を行っており、平成26年3月31日現在、貸付金残高は約70億弱である。その内、返還延滞元金が約3億6千万円あり、対応する未収利息が約3億円となっているが、決算書上には明示されていない。注記の「その他財務諸表の状況を明らかにするために必要な情報」として開示を検討する必要がある。また、本来は貸倒引当金を計上すべきであるが、現在は設定の基準がないため、早急に基準を整備すべきである。

b 借入金について

(指摘事項)

「1年内返済予定長期借入金」の表示がなく、流動・固定の区別がされていない。

c 退職給付引当金について

(指摘事項)

期末退職者分が計上され、また、引当不足の者がいる。期末退職者分は期末では未払金として表示すべきであり、また、引当不足者分は各部署で引当資産と対応させるために資金不足の部署で発生していた。引当と引当資産は同額である必要はなく、規定に従い計上される必要がある。

(ウ) 注記

(指摘事項)

a 「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」の記載に満期のない株式について記載されており、また、満期保有目的の国債についての注記は記載がなかった。

(指摘事項)

- b 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載に補助金でないものまで記載されていた。

上記の指摘の原因については、主に担当者のみが経理業務に携わり、法人内部に経理関係のチェックができる人材配置がなされていないことに起因すると考えられる。また、当財団は経理のチェックを外部の会計事務所に依頼しているとのことであるが、決算書の誤謬の状況からその効果に疑問がもたれる。当財団は公益法人であり、しかも、財産規模が 100 億円を超えていることから、外部委託者の専門性を評価した上で依頼を検討する必要がある。

④契約等について

監査の視点

- ・ 契約規則等自体に必要事項が漏れていないか。
- ・ 契約書は契約規則等に従って、すべての記載すべき事項が記載されているか。
- ・ 契約規則等の各条文の意味内容を具体的に説明したり、契約書に記載すべき条項を、どのような契約の場合にどのように定めるべきかなどを分かりやすく解説したマニュアルがあるか。
- ・ 契約選定先は、法令等に照らして問題はないか。随意契約は地方自治法施行令に照らして妥当か。
- ・ 業務完了通知書等は、仕様書に記載された内容がすべて網羅されているか。又、仕様書等は細かく指示がされているか等。

(本部)

ア 伺書の決裁日の記入について

(指摘事項)

閲覧した契約事務手続きのうち、以下の契約に係る伺い書には決裁日が記入されていない。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。

(該当する契約)

- ・ 山口県セミナーパーク管理棟他清掃業務

イ 暴力団排除条項について

(意見)

閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第 35 条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第 129 条では契約書記載事項が列挙されており、暴力団排除条項（契約解除条項）は同条第 2 項 12 号の「その他契約担当者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

(該当する契約)

- ・山口県セミナーパーク管理棟他清掃業務
- ・山口県セミナーパーク屋外維持管理業務

ウ 随意契約について

(意見)

山口県セミナーパーク屋外維持管理業務については、セミナーパーク開設以来、特定の業者（(一社)セミナーパーク協力会）が単独随意契約をしている。

財団の執行何では、業者選定理由として「山口県セミナーパーク指定管理者仕様書」において「屋外施設の維持管理については、セミナーパーク協力会を活用することと定められているため」と記載されている。財団としては仕様書に従った処理であるが、県と協議して仕様書に記載している意味および単独随意契約を締結することの正当性を明確にすることが必要である。

(埋蔵文化財センター)

エ 県からの委託業務に関する見積金額の算定について

(意見)

県からの「南若川流域治水対策・地域自主戦略交付金工事に伴う調査業務 第 16 区」の委託業務に関しては、見積書を提出した後に調査面積の縮小があったが、修正後の見積書は当初の見積書と同額であった。見積り内訳を閲覧すると発掘作業員の人数は減

っているが、補助員増などにより修正後見積もりは当初の見積りと同額となっている。
発掘作業員以外の補助員増などの理由を明確にすべきである。

オ 伺書の決裁日の記入について

(意見)

閲覧した契約事務手続きのうち、以下の契約に係る伺書や決裁書には決裁日が記入されていない。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。

(該当する契約)

- ・東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務
- ・仮設事務所等物品賃貸借契約

カ 暴力団排除条項について

(意見)

閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第 35 条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第 129 条では契約書記載事項が列举されており、暴力団排除条項（契約解除条項）は同条第 2 項 12 号の「その他契約担当者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

(該当する契約)

- ・東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務
- ・仮設事務所等物品賃貸借契約

キ 随意契約の根拠について

(ア)「東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務」

(指摘事項)

決裁書には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」の規定を記載しているが、業務委託の場合は 1,000,000 円までであり、今回の契約（4,645,112 円）では当てはまらない。

(イ) 仮設事務所等物品賃貸借契約

(指摘事項)

執行伺、物品調達（借入）等審査会議事録には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」の規定を記載しているが、物件の借入の場合は 800,000 円までであり今回の契約（934,500 円）では当てはまらない。

ク 指定管理者が調達した備品の所有等について

(指摘事項)

(ア) 事実関係について

指定管理者である、「公益財団法人山口県ひとづくり財団」と、「社会福祉法人 山口県社会福祉事業団」において、それぞれが指定管理料の内から購入した調達備品の所有権について以下のような相違が見られた。

a 「公益財団法人山口県ひとづくり財団」での取り扱い

当財団では、平成 26 年 3 月にトータルステーション（測量機器）を購入した。それを同月、山口県教育委員会教育長宛に寄付の申し込みを行い、同月、寄付採納の決定を受けている。従って、当該備品の所有権は、当初から県（山口県教育委員会）にあることになる。

しかしながら、「山口県埋蔵文化財センターの管理に関する包括協定書」の第 19 条第 2 項では、「調達備品が指定管理料によるものである場合、当該購入した備品の所有権は、乙（財団法人山口県ひとづくり財団）にあるものとする」と定めており、明らかに包括協定書とは異なった取扱いが為されていたことになる。

b 「社会福祉法人 山口県社会福祉事業団」での取り扱い

車両の取得に伴い、包括協定書通りの処理が為されていた。

<<参考>>

第 7 条第 2 項

「乙（指定管理者）が指定期間中に指定管理料で取得した物品（以下「調達備品」という）は、乙のものとする。ただし、指定期間満了時に、乙は、調達備品を甲（県）又は甲が指定する団体に引き継ぐことができる。

(イ) 指定管理者制度ガイドライン（平成 22 年 9 月策定）での取り扱いについて

山口県人事課は、平成16年11月に、「指定管理者制度の導入ガイドライン」を策定し、制度の導入を進めた。平成22年9月に制定後の課題や制度の運用状況を踏まえて見直しを行い、「指定管理者制度ガイドライン」を策定した。その趣旨は、指定管理者制度の導入及び運用について、基本的な考え方や具体的な取扱い等を取りまとめたものであり、施設所管課においてこのガイドラインにそって所要の手続き及び適正な運用等を図るものとするとしている。

同ガイドラインから、上記に関連する記載を抜粋すると以下のようである。

第34条（乙による備品の購入等）

1項 乙（指定管理者）は、前条第1項に定めるもの（甲による貸与備品）のほか、乙の任意により、自己の費用で備品を購入し又は調達し、管理業務実施に供することができる。（以下「調達備品」という。）

2項 前条の自己の費用が指定管理料によるものである場合、当該購入した備品の所有権は、乙（指定管理者）にあるものとする。

また、指定管理者が交代する場合については、以下のよう規定している。

引継ぎに当たっての留意事項

施設設備及び県の貸与備品については、県又は新指定管理者に引渡し、現指定管理者が所有する備品については、現指定管理者の責任と費用で撤去するものとする。ただし、県民サービスの維持等の観点から、これによることが適切でないと考えられる場合には、協議により別途取り扱いを定めることができるものとする。

(ウ) この件に関して、県所管課では次のように判断されたのではなかろうか。つまり、将来、指定管理者が入れ替わることもありえるが、現在の指定管理者が調達した備品が、サービス水準の維持・向上を図るために必要ならば、それを持ち去られると業務にたちまち支障が生じることもあり得る。しかしながら、基本的には現在の指定管理者が調達した備品は持ち去りであるが、持ち去ることが適切でない場合には、協議により別途の定めができる。現在の指定管理者が次期の指定管理者に対して直接譲渡する場合もあるが、公募での競争者同士であるため、困難なことであるかもしれない。従って、現在の指定管理者から寄付してもらい県の所有にしておけば、スムーズに新指定管理者に引き継げる。

(エ) 結 論

基本的は、指定管理者制度ガイドラインや県と各団体の包括協定書に従って取り扱う必要がある。しかしながら、撤去の際にこれによることが適切でないなど例外を協議により設けることもできるのであるから、当初から県が寄付採納を行うなど、明らかに包括協定書と異なった取扱いをさせるべきでないとする。

⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項について

ア 指摘件数 9件

イ 措置内容の確認結果

全て措置されており、また、内容の検討結果、特に問題は認めなかった。

ウ 措置公表日

平成21年6月19日

2 外郭団体名：公益財団法人山口県国際交流協会

(1) 概要

① 団体概要	40
② 組織	43
③ 財務	44

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について	46
② 現物管理について	51
③ 出納(収入、支出)及び決算書について	52
④ 契約等について	53
⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について	54

(1) 概要

① 団体概要

平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 二井 関成

イ 設立年月日

平成2年1月25日

ウ 団体所在地

〒753-0814

山口市吉敷下東四丁目17番1号

エ 設立目的

山口県における中核的な民間国際交流組織として、本県の特性を生かした多面的な国際交流活動を通じて、県民の国際認識と国際理解を増進するとともに、世界に開かれた地域社会づくりと県民生活の向上に寄与する。

オ 経緯

平成元年度 設立

平成5年度 協会本部事務所を防長青年館に移転

平成8年度 協会本部事務所を県消防学校跡地に再移転

協会下関分室を海峡メッセ下関内に開設（～平成21年度）

平成9年度 「特定公益増進法人」の認定を受ける

平成16年度 中国山東省人民対外友好協会との友好交流協定調印

平成23年度 公益財団法人に移行

カ 主な事業内容

○ 県民の主体的な国際活動を支援しコーディネートする事業

(ア) グローバル山口国際活動支援事業

県内の国際活動団体における国際交流活動及び国際協力活動の活性化を図ること

(イ) 国際活動推進事業（小規模助成金）

県民や国際活動団体が主体となり小規模な文化講座等の企画・運営を行うための支援並びにコーディネートを行うこと

○ 情報ネットワークを構築する事業

(ア) 情報収集提供事業

民間団体の中核的組織として、国際交流・国際協力に関する各種情報の収集や提供・普及等を行い、地域の国際化の促進を図ること

(イ) 広報事業

県民に対し協会の役割について周知を図るため、ホームページやメールの媒体を活用し、また各種イベント等の機会を利用して県民の国際理解を深め、協会事業への参加・協力を喚起すること

○ 地域社会における多文化共生を推進する事業

(ア) 外国人のための日本語講座支援事業

在住外国人を対象に、基礎的な日本語や日本の生活様式の理解に資する講座を開催すること

(イ) 外国籍住民トータルサポート事業

外国籍住民に対し、情報提供から相談、支援が総合的かつ継続的に行えるよう、その環境づくりを進めること

a 無料法律相談窓口の設置

山口県弁護士会及び山口県行政書士会の協力を得て実施

b 多文化共生サポーターの活用

・日本語ボランティアの紹介

日本語学習希望者からの個別の希望内容に応じて、ボランティアを紹介

・ホストファミリーの紹介

海外からの留学生や旅行者の宿泊（ホームステイ）または訪問（ホームビジット）を受け入れ、日本の文化や習慣、生活様式を紹介し、交流を図る

・語学（通訳・翻訳）サポーターの紹介

文書・書簡などの翻訳、県内で行われる国際交流・国際協力イベント、会議、レセプションなどで通訳を行う

・医療通訳サポーターの紹介

外国籍住民、医療・保健機関からの依頼に応じ通訳・翻訳サポーターの紹介を行う

(ウ) 外国人留学生住宅敷金等貸付事業

本制度の周知に努めるとともに、私費外国人留学生に対し、住宅借用に必要な敷金等相当額を無利子で貸し出すこと

○国際理解・国際協力を推進する事業

(ア) 外国文化講座等開催事業

県国際交流員等を講師に、外国の文化や日常会話等を学習することにより、県民の国際理解の促進と国際活動を推進すること

(イ) 国際理解教材整備貸出事業

文化の箱、国際理解教材、民族衣装の紹介、貸出を行うことにより、県民の国際理解の促進を図ること

(ウ) 青少年交流事業

山東省人民対外友好協会との友好交流協定に基づき、青少年の相互交流を実施すること

キ 事業所

協会事務所のみ